

日本の戦争とは、その呼称

辻野 喬雄

一、はじめに

私は『岡山の記憶』第九号、二〇〇七年、二四頁に、太平洋戦争なる呼称の初出と思われる『官報目録』を紹介した。

太平洋戦争とは、大東亜戦争の戦後版の呼称であり、当センター会則の「十五年戦争」の歴史認識とは異なる。

ここでは日本の戦争の性格づけにかかわる極力公的な資料を年代順に整理してお示し、若干の考察を試みた。

二、年表でたどる日本の戦争

一九二八（昭和三）年八月二七日
日本を含む一五ヶ国が不戦条約調印（パリ不戦条約）

一九三二（昭和六）年九月一八日
柳条湖事件。「満州事変」勃発

一九三二（昭和六）年二月一〇日

国際連盟理事会は、中華民国からの提訴を討議。その過程で日本の要請による（注1）満州

問題調査委員会の設置を含む六項目の決議案を、日中両国を含む全員一致で可決（注2）。

一九三二年一月、リットン氏ら委員に任命。

一九三二（昭和七）年一月八日

「満州事変に際し関東軍に下し給へる勅語（注3）」（「朕深ク其ノ忠烈ヲ嘉ス」「朕力信倚ニ対ヘンコトヲ期セヨ」）

一九三二（昭和七）年三月一日

「満州国」建国宣言。大同元年と称す。

一九三二（昭和七）年一〇月二日

日本外務省が国際連盟・満州問題調査委員会（リットン調査団）の報告書を公表。「満州国成立は・・・純正なる民意から出たものではない。（注4）」

一九三三（昭和八）年二月二四日

国際連盟総会。リットン調査団の報告書に基づき対日勧告書を四二・一（日本）で採択。

一九三三（昭和八）年三月二七日

日本は国際連盟脱退を通告。詔書煥発（注5）。「今次満州国ノ新興ニ当リ帝国ハ其ノ独立

ヲ尊重シ・・・不幸ニシテ連盟ノ所見ト背馳セルモノアリ・・・朕乃チ政府ヲシテ・・・遂ニ連盟ヲ脱退スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ」

一九三七（昭和一二）年七月七日

盧溝橋事件

一九三七（昭和一二）年九月二日

閣議決定「今回ノ事変ハ之ヲ支那事変ト呼称ス 理由 今回ノ事変ハ北支盧溝橋附近ニ於ケル日支兵衝突ニ端ヲ発シタルモノナルモ今ヤ支那全体ニ及フ事変ト化シタルヲ以テ其ノ呼称モ名実相伴フ如クシ国民ノ意志ヲ統一スルノ必要アルニ依ル」

一九三七（昭和一二）年九月四日

天皇、議會開院式の勅語（注6）の中で「・・・中華民國ハ、深ク帝国ノ真意ヲ解セス、濫ニ事ヲ構ヘ、遂ニ今次ノ事変ヲ見ルニ至ル。朕、之ヲ憾トス」

一九三八（昭和一三）年二月一〜一九四三

（昭和一八）年

日本陸・海軍機、重慶無差別爆撃
一九四一（昭和一六）年二月八日

天皇・対米英宣戦布告の詔書、真珠湾攻撃、マレー半島上陸。

一九四一(昭和一六) 二月二二日

閣議決定。「今次戦争ノ呼称並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ」の中で「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」。同日情報局発表「大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして戦争地域を主として大東亜のみに限定する意味にあらず」

一九四五(昭和二〇) 年八月一五日

ポツダム宣言受諾。終戦の詔勅

一九四五(昭和二〇) 年九月下旬(推定)

政府発行の『昭和二〇年八月中旬報目録(自第五五九号—至第五五九一号)の詔書欄に「太平洋戦争終結ニ関スル勅語 号外一四」

一九四五(昭和二〇) 年二月一五日

GHQ覚書「大東亜戦争、八紘一字等の用語」の禁止令

一九五二(昭和二七) 年四月八日

閣議決定「全国戦没者追悼式の実施に関する件」の内三、本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争による死没者(戦災死者を含み、軍人軍属に限らない。)とする。

一九五二(昭和二七) 年四月二八日

サンフランシスコ講和条約、日米安保条約発効。GHQ廃止。

一九五二(昭和二七) 年五月二日

全国戦没者追悼式(初回)、吉田茂首相の式辞(注7)「・・・日華事変以降の全国における戦没者の追悼式を行つてその冥福を祈り・・・再びこのような大きな不幸が繰り返されることのないようにと祈念するものであります。(以下略)」

一九六三(昭和三八) 年五月一四日

閣議決定「全国戦没者追悼式の実施に関する件」の書き出し「今次の大戦における全戦没者に対して」。二、本式典の戦没者の範囲は(前に同じ)。

一九八二(昭和五七) 年四月一三日

閣議決定「戦没者を追悼し平和を祈念する日」一、趣旨 先の大戦において(以下略)

二〇二三年四月二四日 厚生労働省援護企画課にきく。(全国戦没者追悼式の担当課)

(一)大東亜戦争の呼称禁止は、講和条約の発効、GHQ廃止で解禁と認識しているが、今は「先の大戦」に統一している。

(二)太平洋戦争の用語は、在外公館等借入金金の確認に関する法律(昭和二四年)等に使われているが、内容、呼称を定めた法令はない。

三、若干の考察

戦争の呼称は、戦争の評価と不可分と思ひ、若干のコメント・考察を述べたい。

(一)「満州事変」について

「パリ不戦条約」締結国として公然とは戦争と言えず、「満州事変」とごまかしながらも、「閣東軍に下し給へる勅語」が出されていることは宣戦布告に等しいのではないだろうか。

そして建国した「満州国は・・・純正なる民意から出たものではない。」と国際連盟によつて断ぜられ、これを拒否して国際連盟脱退の道を選んだということは、日本政府は「かいらい国家」(注8) つくりの道を進みますと宣言したということである。

ここがその後の事変・戦争の性格を評価するポイントであると思う。

「大東亜新秩序建設」とは当時「大東亜共栄圏」建設と言われており、中味は将に「かいらい国家」つくりの侵略であつたと思う。

(二)太平洋戦争・先の大戦の呼称について

日本政府は「支那事変」を後の対米英戦争と含めて「大東亜戦争」と呼称させたが、敗戦によりGHQの用語禁止令を先取りして、一九四五年九月下旬発行(推定)の『官報目録』に、前例もない詔書への題名を付けるという手段で「太平洋戦争」なる呼称への読み替え、普及をはかったと考えられる。

しかし講和条約発効後の、全国戦没者追悼式の実施や「戦没者を追悼し平和を祈念する日」についての閣議決定の文中では、太平洋戦争の呼称は一切出てこず、支那事変以降の戦争、と

その範囲は同じであるにも拘らず、「今次の大戦、先の大戦」となっていることは不思議であった。

太平洋戦争の呼称は閣議決定されたものではないが、戦没者に対しては言うに忍びないのか、ということとは真に戦争への反省がないことを意味するのか、ひいては大東亜戦争の呼称復活の機を待っているのか、大いに気になるところである。

当センター会則の「十五年戦争」とは、一九三一年九月一日勃発の「満州事変」から一九四五年八月一日ポツダム宣言受諾までの足かけ十五年、正味一三年一ヶ月にわたる「かいらい国家」つくりの侵略戦争という中味で一貫していると思う。

一方、官報目録の太平洋戦争という呼称の不十分さを補って「アジア・太平洋戦争」の用語が研究者によっては使われている

しかし日本政府は、「満州事変・満州国」は正しかったとの考えを変えておらず、ひき続く「大東亜戦争」についてもその呼称が解禁されているとの認識を持ちつつ、「先の大戦」と誠に曖昧な呼称とし、全国戦没者追悼式の首相式辞では「再びこのような大きな不幸が繰り返されることがないよう」と原因についても反省点についても全く避けているのが特徴である。

我々はこの事をしっかりと見据えていかなければならないのではないだろうか。

(つじのたかお)

注

- 1 『グラント現代百科事典』20、リットン調査団（鈴木隆史）一九七四年、学習研究社
- 2 東京朝日新聞、昭和六年二月一日
- 3 森清人撰『みことりのり』一九九五年、錦正社、一一〇八頁
- 4 東京朝日新聞 昭和七年一〇月三日
- 5 夕刊東京朝日新聞 昭和八年三月二八日
- 6 森、前掲書（注3）一一一五頁
- 7 朝日新聞夕刊、一九五二年五月二日
- 8 他国を占領した国が、占領地に樹立して、占領軍の直接行政を代行させる。『広辞苑』第四版、一九九一年